

仕様書

- 1 業務名
第 2 ポンプ室 No.3 ポンプ修繕
- 2 業務実施場所
沖縄県水産海洋技術センター石垣支所
- 3 引渡期限
令和 9 年 3 月 15 日（月）
- 4 修繕内容
第 2 ポンプ室に設置された No.3 海水取水ポンプ（ポンプ、モーター、ベース等で構成された一式）1 台を修繕するものであり、これに伴う機械設備について、既存ポンプの撤去と処分、据付け、並びにそれに関連する据付け配線、試験・調整を施工するものである。
- 5 特記事項
 - ・修繕に必要とされる機材・車両・燃料費・消耗品等は本業務に含むものとする。
 - ・特記なき限り、本件に使用する材料はすべて新品とし、監督職員の検査を受けて合格したものを使用する。
 - ・廃棄物の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
 - ・ポンプの修繕等完了後、監督職員の立会いのもと試運転・調整を行い、異常が無いことを確認すること。
- 6 提出書類
任意の様式で（1）～（3）に相当する書類を提出すること。
 - （1）着手届
 - （2）業務完了通知書
 - （3）工程写真等
- 7 その他
 - （1）魚類を飼育している水槽の修繕中は可能な限り、振動や音に注意を払うこと。
 - （2）本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。
 - （3）業務は、職員と日程を調整の上、原則として開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分の間に行うこと。ただし、沖縄県水産海洋技術センター石垣支所が事前に許可したときはこの限りでない。

- (4) 業務中、連絡事項や問題が発生した場合は、直ちに職員に連絡すること。
- (5) 引渡の際、職員に現場説明を行うこと。
- (6) 引渡後 1 年以内の製造元及び修繕に起因する故障への対応は無償で行うこと。
- (7) 当該修繕の円滑な実施に必要な事項は、受注者の責任で応対すること。

8 担当者

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所 北
電話：0980-88-2255 FAX：0980-88-2114